

壱岐市農業委員会定例会（平成31年3月）

議 事 録

1. 開催日時 平成31年3月22日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第16号 非農地証明願について
  - 議案第17号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第18号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 5 5 ）

事務局 皆様お早うございます。定刻前でありますけども、皆様お揃いであり  
ますから、只今より平成31年3月の農業委員会の総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成  
立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願  
い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員  
及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2  
項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいで  
しょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員にお願  
いを致したいと思います。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に  
ついて」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、4件共贈与、売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

#### 11番 土地の所在

勝本町立石西触 字刈田院・・・ 地目 田 面積 2,670㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が396㎡、畑が5,241㎡、計の5,637㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 高齢のため実弟へ生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・カブの採種です。農機具はトラクター、田植え機、耕運機、草刈り機、軽トラを所有されてあります。コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が34年、妻29年です。通作距離は1.2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在、大麦を作付けてあり、その後水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい、議長。

議長 ・・番・・委員。

・・委員 只今、ご説明がありました事案の担当です。内容は今、ご説明がありました通りでございますが、若干補足を致します。去る3月18日、午後2時頃に譲受人・・さんの立ち会いの下に事務局ご両名と私で現地を確認致しました。本件の地名はいわゆる刈田院という事ですが、以前は通称片苗新田と言っておりましたが、今そういった言い方があるかどうかわかりませんが、今は、立派に圃場整備をされて深江田原のような一区画一町歩位近くの大きな圃場になっておりました。見事な圃場になっております。その本件の中で大区画の一部として、今農地がある訳ですが、譲受人と譲渡人とは、ご兄弟の関係で譲渡人の兄にあたる・・さんは、長く島外に居られて近頃帰って来られているという事です。帰られてもご本人が体力的に農業をするのは、一寸力が及ばないという事で、今まで耕作管理をされておりました弟の・・さんにそのまま移譲をするという事で話が出来たそうです。・・さんもそのように受けて耕作管理をするという事でございました。この圃場は現在、生産組合によって耕作してありますが、今は大麦の作付けをしておりました。以上でございますが、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号11番は決定いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、12番 土地の所在

勝本町本宮東触 字釘ノ中 . . . . . 地目 田 面積 1, 110 m<sup>2</sup>

勝本町本宮東触 字栗ノ木山 . . . . . 地目 田 面積 1, 325 m<sup>2</sup>

計 田が2筆で2, 435 m<sup>2</sup>

譲渡人、. . . . .

譲受人、. . . . .

経営地は、田が3, 646 m<sup>2</sup>、畑が7, 740 m<sup>2</sup>、計の11, 386 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 福岡在住であり耕作出来ない為、耕作者である譲受人（義弟）へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、稲刈り機、ハーベスター、軽トラです。

一部稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に36年です。通作距離は遠いもので2.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。只今、事務局から説明がありました通り3月18日に現地を確認致しました。申請農地は、今まで譲受人が農地流動化奨励事業によって借りて耕作されてありましたが、今回、譲り受けて今まで通り水稻を作付けるということでございます。皆さん方のご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号12番は決定いたします。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触	字高田	・・・	地目	田	面積	873m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	田	面積	608m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	畑	面積	117m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	田	面積	1,309m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	田	面積	882m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	田	面積	220m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷仲触	字郷谷	・・・	地目	田	面積	301m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	田	面積	2,264m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷仲触	字屋敷畑	・・・	地目	畑	面積	537m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷東触	字大石	・・・	地目	畑	面積	881m <sup>2</sup>
同じく		・・・	地目	畑	面積	845m <sup>2</sup>

田が7筆で6,457m<sup>2</sup> 畑が4筆で2,380m<sup>2</sup> 計11筆の8,837m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が6, 457㎡、畑が2, 380㎡、計の8, 837㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、後継者へ経営移譲する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有されてあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が10年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・委員さんと譲渡人立ち合いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。今の件についてですが、譲受人は直ぐ近くで自動車会社を経営はされてありますが、お父さんも高齢とは言いながらも、まだ72歳です。なので助けてもらいながらやるという事でした。水稻、野菜の外に畜産農家と供給協定を結んで飼料を今後も作付けするという事でございます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号13番は決定いたします。

続きまして、14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字屋敷畑・・・・・・・・ 地目 田 面積 1, 212㎡

同じく・・・・・・・・ 地目 畑 面積 488㎡

計、2筆で1, 700㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が18, 473㎡、畑が23, 528㎡、計の42, 001㎡

です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、購入し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、草刈り機、ジャイロレーキ、軽トラックを所有してあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が40年です。通作時間は15分程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・・委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 譲渡人の・・・さんこの屋敷畑の農地は耕作放棄地の状態でした。その解消にもなっていくという事で・・・が買い受けて、ここは牛がおりますので、飼料を作付けするという事でございました。ご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

□□委員 議長。

議長 はい、・・・番□□委員。

□□委員 諸津から中野郷仲触まで15分で行きますかね。車ですか。トラクターじゃありませんね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 車での時間です。

議長 はい、外にございませんか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号14番は決定いたします。

続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触 字七計畑 . . . . . 地目 畑 面積 640㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、. . . . .

譲受人、. . . . .

申請理由 当寺院には、既存の駐車場が10台分しかなく、檀家は道路に駐車しており危険な為、申請地を買い受けて駐車場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。3月18日・委員さんと譲受人、お寺の関係者立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・委員 議長。

議長 はい、番委員。

・委員 地区担当の. . .でございます。只今、事務局の方から説明がありました通りこの土地は農振除外区域でありまして、耕作農地としてありますが、保全管理だけをされておるといふ状況でございます。周辺に農地もありませんので、別に問題はないというふうを考えておりますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号4番は意見を付して進達いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触 字柳田 . . . . . 地目 田 面積 1,417㎡

同じく . . . . . 地目 田 面積 1,800㎡

郷ノ浦町柳田触 字下柳田 . . . . . 地目 田 面積 944㎡

計 田が3筆で4,161㎡

転用目的、農業用施設用地

貸付人、. . . . .

借受人、. . . . .

申請理由、申請地に平成31年度 長崎県畜産クラスター構築事業を用いて繁殖牛舎及び育成牛舎を建設したいので申請します。というものです。権利の

設定内容は使用貸借です。用途区分の変更は県の同意を得て平成31年2月27日に完了を致しております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。用途区分の変更時(2月20日)に・・・委員さんと貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今、事務局の方から説明があった通りでございます。20日の日に農協の担当者と一緒に現地を確認を致しております。農協が借り受けて、15年償還のリース事業で牛舎を建てるという事でございますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号5番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第16号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願い致します。議案第16号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字屋敷畑・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地  
面積 433㎡

転用目的 雑種地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 申請地は、平成8年頃から埋め立てを行い雑種地として利用しています。というものです。位置図、写真は11頁から12頁です。3月18日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 これは、宅地の直ぐ脇でして裏の泥等が崩れたのをここに押し込んで状態でここ結構落差があったのですが、その泥を埋めているようでございます。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16号2番は決定いたします。

続きまして、議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用集積計



画の決定について」と議案第18号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第17号と議案第18号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。13頁をお願い致します。議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。14頁～15頁の平成31年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度13頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の5年間の田が7筆で4,197㎡、10年間の田が1筆で975㎡、畑が5筆で12,839㎡、19年間の田が1筆で538㎡、畑が2筆で537㎡、合計16筆で19,086㎡です。

使用貸借権設定の10年間の田が3筆で5,296㎡、畑が3筆で2,532㎡、合計6筆で7,828㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、16頁をお願い致します。議案第18号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。17頁～18頁の平成31年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第17号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第17号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第17号と議案第18号は決定いたします。

議長

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さ

ん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。